

岩手県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり認定した。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

主要地方道以外の道路

整理番号 (路線番号)	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
301	渋民田頭線	盛岡市玉山区渋民	
		八幡平市田頭	

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課並びに盛岡広域振興局土木部及び土木部岩手土木センターに備えておいて縦覧に供する。